

後発医薬品(ジェネリック医薬品)に関するお知らせ

国では、「令和5年度末までに全ての都道府県で後発医薬品の使用割合（数量シェア）が80%以上」の目標を掲げ、後発医薬品の普及・使用促進に取り組んでいます。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の令和4年9月診療分では、使用割合が77.5%であり、国が掲げている目標の80%を下回っていることから、後発医薬品の普及・使用促進を目的とし、このお知らせを送っています。

令和5年8月分の薬を後発医薬品に切り替えた場合の薬代は 円以上の自己負担の軽減が見込まれます。

後発医薬品は先発医薬品と有効成分が同一ですが、使用できる病気（効能）が異なるなどの理由で、切り替えることができない場合があります。同じ医薬品（先発医薬品や後発医薬品）であっても、個人によって効き方や副作用などが異なる場合がありますので、薬を処方されている医師か、調剤されている薬剤師にご相談ください。

過去の処方実績（薬にかかる費用のみ） <※2>		後発医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額 <※3>
先発医薬品名等（現在服用中の薬） <※1>	自己負担相当額	
合計		

- ※1 表中の先発医薬品は、生活習慣病等に使用される薬などを記載しており、短期処方の薬など服用中のすべての薬が表示されるものではありません。
- ※2 試算は薬代のみを対象としており、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額をお知らせしています。後発医薬品は複数存在し、実際の軽減額には幅がありますので、目安としてご利用ください。
- ※3 実際に医療機関や薬局へお支払いになる金額には、薬代以外の診療や調剤等に要する費用が含まれます。薬の価格は下がっても、自己負担額は先発医薬品使用時と変わらないか、上がることもありますので、詳しくは薬を処方されている医師か薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ窓口のご案内】 フリーダイヤル 0120-53-0006
後発医薬品に関するコールセンター（国保中央会）
平日（月～金）の午前9時～午後5時